

- 6 公民館施設設備の充実について
- 7 視聴覚教育振興のための視聴覚教育施設・設備の充実について
- 8 芸術文化の振興のための予算措置について
- 9 文化財の保護に必要な経費の確保等について  
(保健体育関係)
  - 1 要保護・準要保護児童・生徒に対する学校給食等の予算化について
  - 2 学校環境衛生の施設設備等について
  - 3 学校医・学校歯科医・学校薬剤師に対する報酬の増額について
  - 4 学校における校長や教員以外の市町村およびPTA等の雇用する職員の結核定期健康診断等に要する経費の予算について
  - 5 児童生徒の寄生虫卵検査に要する経費の予算化について
  - 6 交通安全指導用教具購入に要する経費について
  - 7 学校安全会災害共済掛金の額の予算化について
  - 8 へき地学校保健管理に要する経費の予算化について
  - 9 体育指導委員の活動のための経費の予算化について
  - 10 体育の日・日本体操祭、スポーツ教室等の社会体育開催行事開催費の予算化について
  - 11 市町村体育協会、スポーツ少年団結成促進をはかるための助成指導費の予算化について
  - 12 学校体育施設を社会教育のために開放するための経費の予算化について
  - 13 小中学校スポーツテスト実施に伴う用具等の整備に要する経費の予算化について
  - 14 学校体育施設充実のための予算化等について
  - (5) 市町村教育委員会育成指導のために作成した資料
    - ① 教育委員のしおり（主として市町村教委関係）
    - ② 昭和42年度市町村教育費の実態
    - ③ 昭和44年度予算編成に対する要望事項
    - ④ 市町村教育委員会関係職員研修会資料
      - 教育委員研修会資料
      - 事務局職員研修会資料
      - 市町村教育長研修会資料
    - ⑤ その他の  
教職員の服務・勤務等

## 第10節 職員団体との話し合い

- 本年度における職員団体との話し合い（交渉も含む）のおもなものは、つぎのとおりである。
- 1 昭和43年4月11日（第1回） 福島県教職員組合  
午後4時～5時 教育委員会室  
教育長外関係課長  
斎藤峯夫委員長外本部執行部6名
  - 要旨 給与の中だるみ是正について  
休憩時間の考え方について
  - 2 昭和43年4月17日 福島県立高等学校教員組合  
12時30分～午後1時 教育委員会室  
教育長外関係課長7名  
佐藤正委員長外10名
  - 要旨 県立高教組の新年度のあいさつを中心に、教職員の勤務労働条件、対県交渉のあり方、義務免措置、

- 教師の研究の自由等についての希望をのべる。
- 3 昭和43年6月21日 福島県教職員組合  
午前10時～正午 教育委員会室  
教育長外各課長、担当者8名  
斎藤委員長外本部執行部6名
  - 要旨 県教職員組合連合が、大幅賃金引きあげに対する要求、教職員の定数増、社会保障、勤務労働条件、教育行政及び内容、不当弾圧に対する要求等についての回答を求めた。  
○その回答のおもなものをひろいあげてみるとつきのとおりである。  
○教職員の基本賃金を一律1,000円引きあげられたい。  
(答) 教職員の給料の引きあげは、国及び他の地方公共団体の職員給与、または民間の給与等を勘案のうえ、人事委員会が勧告を行なうこととされ、これに基づいて措置されるのが現行の制度である。  
○教員の中位等級の是正、事務職員のワタリ昇格の完全実施、教員3等級該当者の初任給調整をすみやかに実施されたい。  
(答) 教員の給与は、教育公務員特例法第25条の5の規定により、国立学校の教員の給与を基準として定めているので、中位等級の是正は困難である。  
事務職員のワタリ昇格は、実施していない。また教員3等級に任用した場合における給料の調整は諸般の事情により実施は困難である。  
○用務員・警備員・司書・実習助手・給食従事員の低賃金を改善し、大幅に引きあげられたい。特に産休補充教員については、年間採用とし、教育給料表を適用されたい。  
(答) 用務員等で技能労務職給料表を適用する職員については、昭和42年4月には是正をおこなった。また、産休補充教員の給料は教育職給料表を適用している。小学校の用務員・警備員・給食従事員は市町村の任命に係る職員であり、県教委の所管に属していないので賃金の引きあげをすることはできない。  
また、産休補充教員は、産休者の休暇期間中任用される職員であるので、産休者がいる場合は、任用されない制度である。  
このほか、勤務労働条件等については、年末年始、祝祭日、土曜日等の宿日直の廃止、結婚休暇、産前産後休暇の8週間、年次有給休暇を届としてほしい等の要求をかけ高校入試のための補習授業等の全廃などについての話し合いがあった。（略）
  - 4 昭和43年8月2日 福島県教職員組合  
午前10時～正午 教育委員会室  
教育長外3名  
委員長外本部執行部6名  
○要旨
    - 人事院勧告の期日を5月1日に実施されたい
    - 超過勤務手当を支給するよう通達指導されたい
    - 中位号給者の賃金引き上げと一齊一号増を実施されたい
    - 通勤手当実費支給のための予算措置を講ぜられたい